入　札　公　告

国立大学法人山口大学において、下記のとおり「山口大学（小串）特定建築物等定期報告業務」について一般競争入札に付します。

記

１．競争入札に付する事項

（１）業 務 名　　山口大学（小串）特定建築物等定期報告業務

（２）実施期間　　契約締結日の翌日から令和９年３月３１日まで

（３）実施場所　　山口県宇部市小串１丁目１番１号（山口大学小串団地構内）

２．競争に参加する者に必要な資格に関する事項

（１）　国立大学法人山口大学契約事務取扱要項第５条の規定に該当しない者であること。

（２）　国立大学法人山口大学契約事務取扱要項第６条の規定に該当しない者であること。

（３）　文部科学省における令和８年度の設計・コンサルティング業務の一般競争参加資格において、「建築関係設計・施工管理業務」又は「その他コンサルティング業務」の認定を受けている者であること。

又は、国立大学法人山口大学一般競争参加資格において令和８年度に「役務の提供等」の「C」又は「D」等級に格付けされた者若しくは国の競争参加資格（全省庁統一資格）において令和８年度に中国地域の「役務の提供等」の「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。

（４）　平成２８年度以降に元請けとして業務が完了した、建築基準法第１２条第１項に基づく特定建築物の定期調査業務（及び同条第３項に基づく定期検査業務）の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。）。

（５）　次に掲げる基準を満たす者を業務責任者（業務担当者を兼任できる。）として当該業務に配置できること。

① １級建築士、２級建築士又は特定建築物調査員のいずれかの資格を有する者であること。

② 平成２８年度以降に、上記（４）に掲げる業務の経験を有する者であること。

③ 受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。

※業務担当者は有資格者であることを要する。

（６）　文部科学省から「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」に基づく指名停止を受けていないこと、及び本学から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（７）　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。また、警察当局から暴力団排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

（８）競争に参加しようとする者は、令和８年１１月１１日（水）１５時００分までに上記（３）から（５）の要件を満たしていることが証明できる書類等を提出し、学長が適当であると認めたものであること。

（９）その他、国立大学法人山口大学契約事務取扱要項第７条の規定に基づき、学長が定める資格を有する者であること。

３．契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒７５３－８５１１　山口県山口市吉田１６７７－１
国立大学法人山口大学施設環境部施設企画課総務係
電話番号：０８３－９３３－５１２０

４．入札説明書の交付方法

令和８年１１月５日（木）から令和８年１１月１１日（水）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の９時００分から１７時００分まで（ただし、最終日の１１月１１日（水）は、１５時００分まで。）。

上記３．又は国立大学法人山口大学施設環境部ホームページ
（http://ds.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~fms-01/soumu/r-nyusatu/hacchu_index.html）。

入札説明書の交付に当たっては無料とする。

５．入札執行の日時及び場所

日　時　　令和８年１１月１８日（水）　１１時００分
場　所　　国立大学法人山口大学　事務局２号館４階　第２会議室

６．入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金　　免除
（２）契約保証金　　国立大学法人山口大学契約事務取扱要項第４６条の規定により、契約金額の１００分の１０以上。
但し、同４７条２項の規定による場合においては、この限りではない。

７．入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

８．入札の無効

本公告に示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した入札書その他国立大学法人山口大学契約事務取扱要項第１３条に掲げる入札書は無効とする。

９．落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がさ

れないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

１０．契約書の作成

競争入札を執行し、落札者が決定したときは、落札者として決定した日から７日以内（契約の相手方が遠隔地にある等、特別の事情がある場合は指定の期日まで）に契約書の取りかわしをするものとする。

令和 ８ 年 １１ 月 ５ 日

国立大学法人山口大学長

谷　澤　幸　生